

ご寄付による税制上の優遇措置について

学校法人共栄学園に対するご寄付は、所得税の税制上の優遇措置を受けることができます。

所得控除	
優遇措置の内容	課税前の所得から差し引かれます
控除額	寄付金額 ^{※1} －2,000 円 ※1 総所得金額等の 40%が限度額です。
申告方法	本学発行の寄付金領収書を確定申告書類に添付して所定の期間に所轄税務署に提出してください。
還付される金額 ※おおよそのイメージ	所得控除額：50,000 円－2,000 円=48,000 円 還付金額：48,000 円×20% ^{※2} =9,600 円 ※2 各人が適用されている所得税率は収入によって 5～45%の範囲で変動します。
備考	上記の還付金額はあくまでも簡易計算による金額です。必ず還付される金額ではございませんので、ご注意ください。

◀ 地方自治体が条例指定している場合は住民税についても寄付金控除が適用されます ▶

本学園が条例指定を受けている地方自治体（2018 年 1 月現在）：福知山市

※ご寄付いただいた年の翌年 1 月 1 日時点で上記に居住していることが条件となります。

※住民税の寄付金控除についての詳細は、自治体のホームページ等をご確認ください。

※上記の自治体、および今後本学を住民税控除の対象法人として指定した自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出することになっております。ご了承願います。

寄付者名簿には、寄付者の氏名・住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。